

# 地域連携室だより

## ハイライト:

- 重度心身障害児(者)医療証の更新手続き**
- MSWちょこっとコラム「児童福祉の父」石井十次**
- 連携室からひとこと**

## 重度心身障がい児(者)医療証の更新時期が近づいています。

皆さん、こんにちは。梅雨の時期となりましたが、今年は雨が少なく暑い日が続いていますね。さて、お手持ちの重度心身障がい児(者)医療証は6月末で有効期限が切れます、6月中旬頃までには更新手続きのお知らせが各市町村役所から届きますので案内に添って手続きを進めてください。新しく交付された重度心身障がい児(者)医療証は受付に提示ください。

また、今まで重度心身障がい児(者)医療証の一部負担金(無)を所持していた方が一部負担金(有)に変更になったり、非該当になった場合には、自立支援医療(更生医療)を活用して医療費軽減の手続きが可能です。手続き希望の方は医療ソーシャルワーカー(相談員)までお声がけください。

重度心身障がい児(者)医療証とは以下の条件に該当する方が交付される医療証のことで、

本人の市民税所得割が23万5千円未満の方で、

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・精神障害者福祉手帳1級
- ・療育手帳A
- ・特別児童扶養手当1級
- ・公的年金確報の障害年金1級
- ・身体障害者手帳3級、かつ療養手帳B

の上記いずれかの手帳や証書を持っている方を対象者とし、

- ①本人、被保険者および扶養義務者の所得税が非課税の場合・・・一部負担金(無)⇒ 医療費無料
  - ②本人、被保険者および扶養義務者の所得税が課税の場合・・・一部負担金(有)⇒ 医療費1割負担
- \* 後期高齢者に加入している方は②は非該当

② 重度心身障害児(者)医療証 (一部負担有)	
福祉医療 負担金番号	
医療証 番号	
住所	
受給者氏名	
生年月日	昭和 年 月 日 男 女
被保険者(世帯主)氏名	
有効期限	平成 年 月 日まで
平成 年 月 日から満ちます。	市長
交付年月日	平成 年 月 日 交付
負担率 (医療費の1割)	医療費額等ごとに外米・訪問看護は2,000円/月、入院は44,400円/月を限度とする。)

## MSWちょこっとコラム

### 「児童福祉の父」石井十次

先日、宮崎県にある石井記念友愛社に行ってきました。石井十次は、日本で最初に孤児院を設立した人物で「児童福祉の父」と呼ばれている人です。

石井十次は、1865年4月に宮崎県高鍋町に生まれ、医学の道を目指します。ある村の診療所で実習している時に、貧しい母親から1人の少年を預かり、この出会いが児童福祉事業へのきっかけとなりました。当時は“福祉”という言葉さえなく、国からの支援がない中で、必死に寄付金を集め、岡山で日本初となる孤児院を設立し、3000人もの孤児を救いました。現在でも、石井記念友愛社がその意思を受け継ぎ、福祉活動をしています。

先人たちの熱意が受け継がれ現在の福祉を築いてきた、その軌跡を感じました。

連携室 三浦夏実

石井記念友愛社：宮崎県児湯郡木城町大字椎木644-1



キリスト教を信仰した石井十次と子どもたちが描かれたステンドグラス



寄付金集めに使われた岡山孤児院の看板

## 連携室からひとこと

### 連携室だよりをリニューアルしました！

今月から、『相談室だより』は『地域連携室だより』へリニューアルしました。名称だけではなく、レイアウトや内容も変えました。必要な情報をよりわかりやすく発信していきたいと思います。リニューアル後第1号はいかかだったでしょうか??「この制度について詳しく知りたい。」「〇〇がよくわからない」等の意見や質問などあれば、お気軽に医療ソーシャルワーカーにお声がけください(^^) 連携室だよりは偶数月に発行していきたいと思っています。ぜひチェックしてみてください。



三浦 夏実  
出身地:山形市  
最近はまってるもの:  
もずく  
ひとこと:

皆さんに信頼されるように頑張ります。いつでも気軽に声がけください。

武田 奈穂  
出身地:東根市  
最近はまっているもの:  
グリーンカーテン  
ひとこと:

一期一笑。お会いした方が少しでも気持ちが軽くなってもらえたら嬉しいです。